

環境省水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室

窒素・りん暫定排水基準について

1. 経緯

- (1) 平成 5 年に設定された全窒素及び全りんの環境基準の達成を図るため、同年、富栄養化のおそれのある全国 88 の閉鎖性海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象として、全窒素及び全りんの排水基準が設定された。
- (2) 排水基準は、COD などの生活環境項目と同様に、日平均排水量が 50 m³ 以上の工場又は事業場に係る排出水に対して適用され、順守する義務が課せられている。

一般排水基準	窒素含有量	120mg/L	(日間平均 60mg/L)
	りん含有量	16mg/L	(日間平均 8mg/L)
- (3) ただし、直ちに一般排水基準を達成することが困難な業種等については、経過措置として、暫定排水基準が設定されている。
- (4) 暫定排水基準は、これまで、平成 10、15、20、25 年度に見直しが行われ、現在では、窒素 5 業種、りん 1 業種の事業場に対して適用されており、現行の適用期限は、平成 30 年 9 月末とされている (表 1 及び表 2)。

2. 今後のスケジュール (予定)

- 平成 29 年度
 - ～ 3 月：海域の窒素・りに係る暫定排水基準技術検討会
- 平成 30 年度
 - 4～5 月：中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会
 - 5～6 月：パブリックコメント
 - 7～8 月：中央環境審議会水環境部会
 - 10 月 1 日：暫定排水基準施行

表1 暫定排水基準適用業種数の変遷

		当初	2期	3期	4期	現行
施行年月日		H 5.10. 1	H10.10. 1	H15.10. 1	H20.10. 1	H25.10. 1
適用期限		H10. 9.30	H15. 9.30	H20. 9.30	H25. 9.30	H30. 9.30
業種数	窒素	59	9	7	5	5
	燐	38	3	2	2	1

表2 暫定排水基準値の変遷

単位 (mg/L)

	業種その他の区分	平成 5～10 年		平成 10～15 年		平成 15～20 年		平成 20～25 年		平成 25～30 年	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
窒 素	畜産農業※	700	350	260	200	190	150	190	150	170	140
	天然ガス鉱業	200	180	170	150	160	150	160	150	160	150
	バナジウム化合物 製造業及びモリブ デン化合物製造業	26,000	17,000	8,000	6,000	6,000	5,000	5,000	3,850	4,250	3,500
	酸化コバルト製造 業	1,800	1,400	1,100	880	900	750	550	300	400	120
燐	畜産農業※	100	50	50	40	30	24	30	24	25	20
	燐化合物製造業	640	280	90	40	40	10	40	10	一般排 水基準	一般排 水基準
一般排水基準		窒素	許容限度 120 (日間平均 60)								
		燐	許容限度 16 (日間平均 8)								

※平成 20 年の改正からは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二イに掲げる施設（豚房）を有するものに限る。